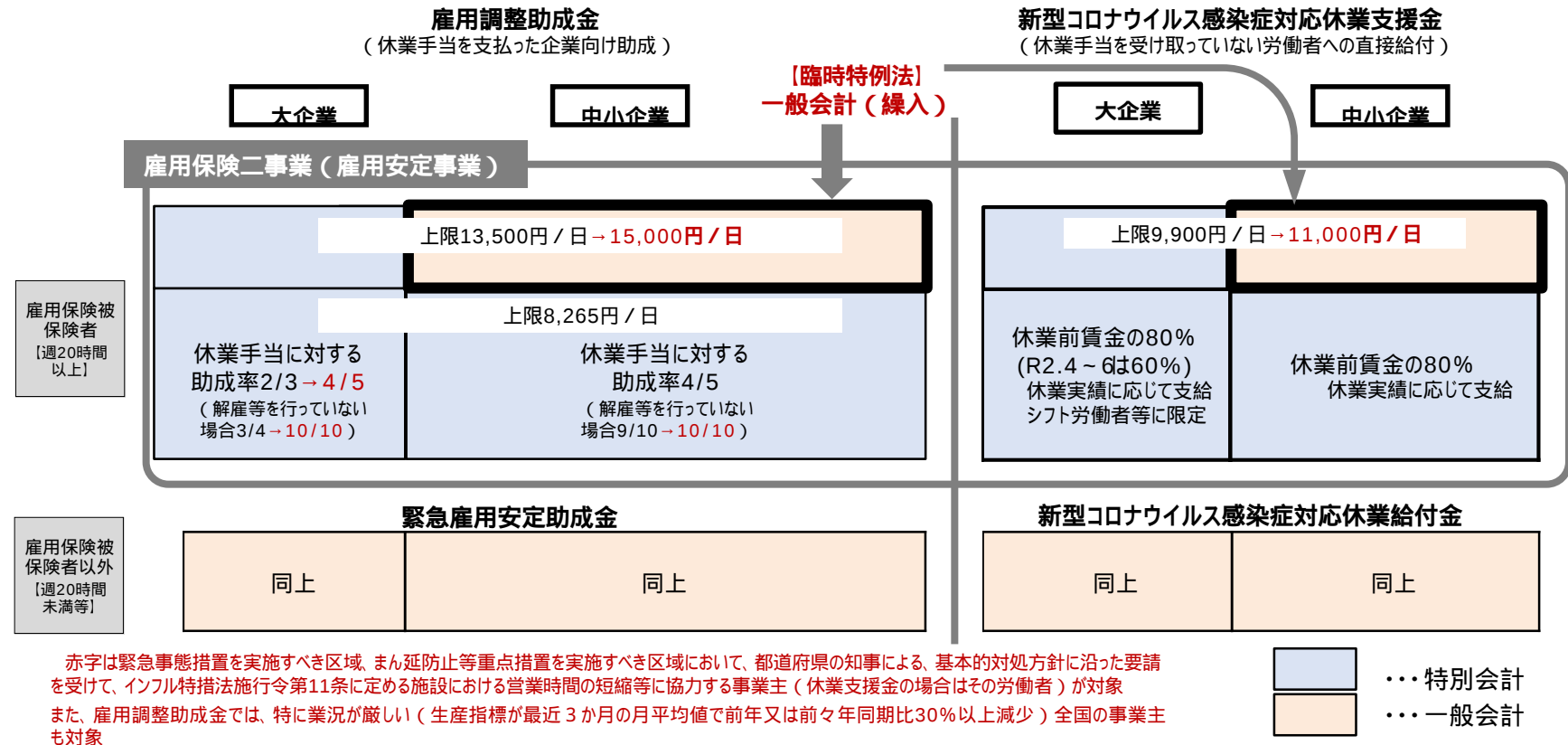


雇用調整助成金・休業支援金等関係 参考資料

(9月24日、10月13日資料より一部抜粋、追加資料)

雇用調整助成金等と一般会計との関係（R3.8時点）

- n 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律（以下「臨時特例法」という。）では、雇用調整助成金、新型コロナ対応休業支援金に要する経費のうち、**中小企業分の8,265円 を超える部分には一般会計から繰り入れる**こととなっている。
～R2.7.31：8,330円、R2.8.1～R3.7.31：8,370円



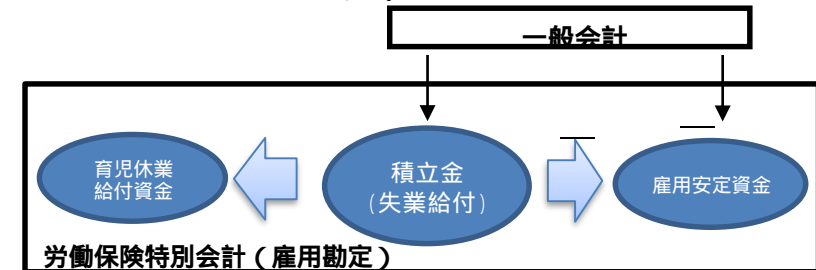
- n 雇用保険制度の安定的な財政運営を確保するため、臨時特例法で以下の措置を講じている。（いずれも令和2年度及び令和3年度）

求職者給付等に要する経費について、経済情勢の変化や雇用勘定の財政状況を踏まえ、一般会計から繰り入れることができる。

新型コロナ対応休業支援金、雇用調整助成金等に要する費用の一部として、一般会計から繰り入れる。

育児休業給付に要する経費を、積立金から借り入れることができる。

雇用安定事業に要する経費を、積立金から借り入れることができる。



雇用調整助成金等・休業支援金等の助成内容

雇用調整助成金等

(括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合)(3)

		～ 4 月末	5 月～ 12 月
中小企業	原則的な措置	4/5(10/10) 15,000円	4/5(9/10) 13,500円
	地域特例(1) 業況特例(2)	—	4/5(10/10) 15,000円
大企業	原則的な措置	2/3(3/4) 15,000円	2/3(3/4) 13,500円
	地域特例(1) 業況特例(2)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円

休業支援金等

		～ 4 月末	5 月～ 12 月
中小企業	原則的な措置	8割 11,000円	8割 9,900円
	地域特例(5)	—	8割 11,000円
大企業 (※ 4)	原則的な措置	8割 11,000円	8割 9,900円
	地域特例(5)	—	8割 11,000円

(1) 緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域(以下「重点措置区域」という)において、知事による、新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主(～ 4 月末は大企業のみ。)

重点措置区域については、知事が定める区域・業態に係る事業主が対象。
各区域における緊急事態措置又は重点措置の実施期間の末日の属する月の翌月末まで適用。

(2) 生産指標が最近3か月の月平均で前年又は前々年同期比30%以上減少の全国の事業主

(3) 原則的な措置では、令和2年1月24日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断
地域・業況特例では、令和3年1月8日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断

(4) 大企業はシフト制労働者等のみ対象。

(5) 休業支援金の地域特例の対象は、基本的に雇用調整助成金と同じ(左記 1)。
なお、上限額については月単位での適用とする。

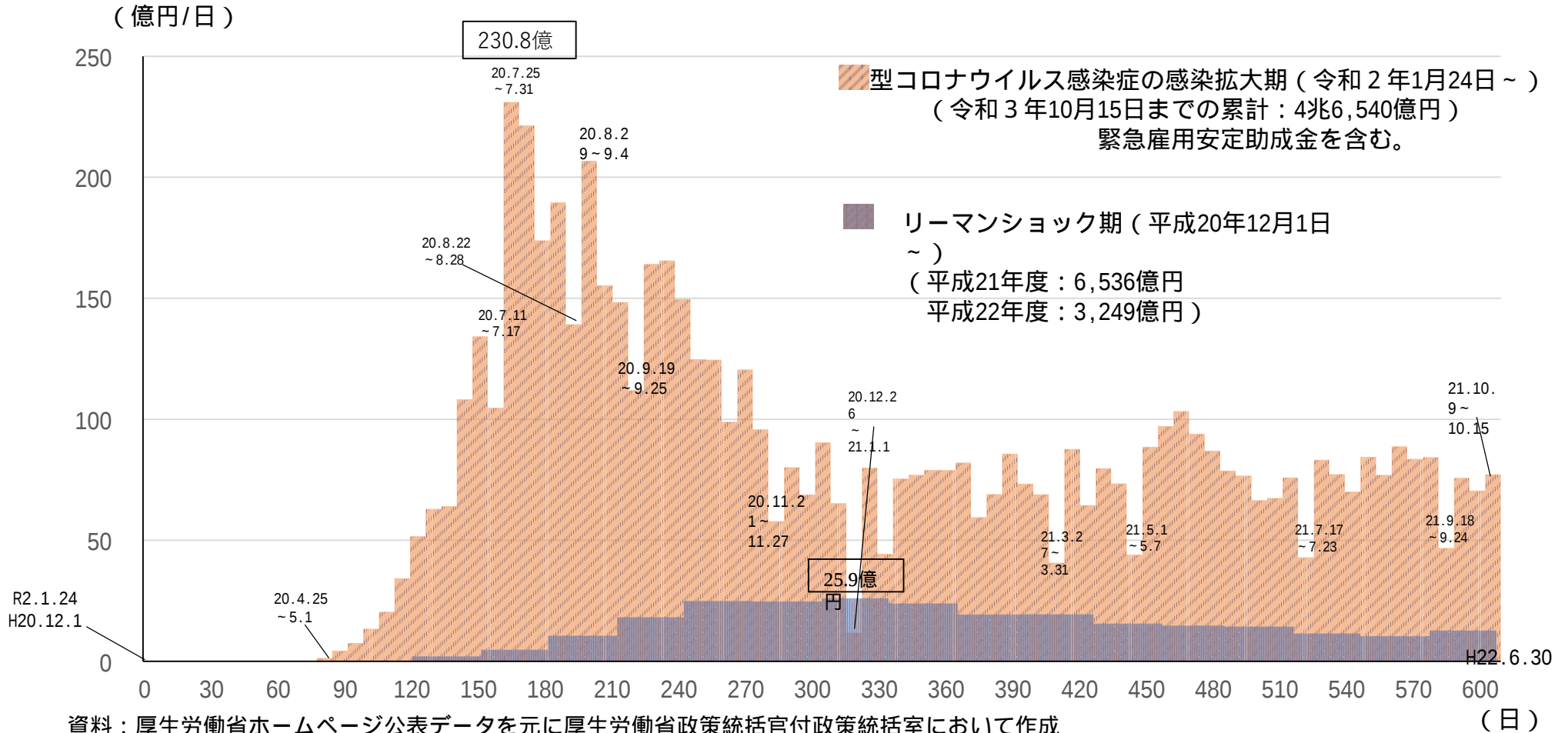
(例: 5月10日から5月24日までまん延防止等重点措置

→ 5月1日から6月30日(解除月の翌月末)までの休業が地域特例の対象)

【雇用調整助成金】リーマン特例とコロナ特例の比較

	通常の扱い	リーマン特例	コロナ特例
事業主の要件	事業所設置後1年以上経っている事業主のみ助成対象	－	撤廃
	最近3か月間の雇用量（雇用保険被保険者数や派遣労働者数）が前年同期と比較し、一定以上増えていない（雇用量要件）	撤廃	撤廃
	最近3か月間の売上高・生産量などの事業活動を示す指標（生産指標）が前年同期に比べて10%以上減少	最近3か月間の生産指標が直近3か月又は前年同期に比べて5%以上減少	最近1か月間の生産指標が、前年同月に比べて5%以上減少
		－	最近1か月の生産指標を前年同月とは適切な比較ができない場合は 前々年同月との比較、 前年同月から12月のうち適切な1か月と比較可
	過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主は、前回の支給対象期間の満了日から1年以上の間（クーリング期間）を空けないと、新たに受給できない	撤廃	撤廃
対象労働者	雇用保険被保険者	－	被保険者要件を撤廃 （雇用保険被保険者以外の労働者も対象に含める） 緊急雇用安定助成金の創設
	継続して雇用された期間が6か月以上	撤廃	撤廃
助成内容	休業等の助成率：2/3（中小）、1/2（大企業）	休業等の助成率： 中小 4/5(解雇等なし9/10)、 大企業 2/3(解雇等なし3/4)	休業等の助成率：中小 4/5(解雇等なし9/10)、 大企業 2/3(解雇等なし3/4) 地域特例・業況特例の対象については、 中小・大企業 4/5（解雇等なし10/10）
	休業等の助成額上限額：基本手当日額上限額（8,265円（令和3年8月1日時点））	同左	上限額：13,500円 地域特例・業況特例の対象：上限額15,000円
	支給限度日数は1年100日、3年150日	支給限度日数は3年300日	1年100日、3年150日の支給限度日数とは別に、 緊急対応期間中に実施した休業等の日数の利用可能

雇用調整助成金等の支給実績（リーマンショック時との比較）



- 注1 感染拡大期は、雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の合計額である。
- 2 感染拡大期は週間の支給決定額を、リーマンショック期は月間の支給額を1日当たりの額に平均している。
- 3 始点は特例給付の開始時点。感染拡大期は令和3年1月24日、リーマンショック期は平成20年12月1日。
- 4 支給決定額の時点は、感染拡大期は令和3年10月15日時点、リーマンショック期は平成22年6月30日時点。

雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金の支給決定額（業種別（大分類））

	産業分類 (大分類)	雇用調整助成金		緊急雇用安定助成金	
		支給決定額 (百万円)	割合	支給決定額 (百万円)	割合
1	製造業	941,421	25.8%	14,117	5.2%
2	卸売業、小売業	574,978	15.7%	38,688	14.1%
3	宿泊業、飲食サービス業	533,988	14.6%	114,692	41.9%
4	運輸業、郵便業	443,603	12.1%	6,334	2.3%
5	生活関連サービス業、娯楽業	271,102	7.4%	26,756	9.8%
6	サービス業（他に分類されないもの）	258,696	7.1%	26,223	9.6%
7	学術研究、専門・技術サービス業	162,339	4.4%	11,111	4.1%
8	建設業	132,963	3.6%	5,413	2.0%
9	情報通信業	121,258	3.3%	4,152	1.5%
10	不動産業、物品賃貸業	78,428	2.1%	6,419	2.3%
11	医療、福祉	67,267	1.8%	6,913	2.5%
12	教育、学習支援業	32,786	0.9%	6,210	2.3%
13	金融業、保険業	16,647	0.5%	664	0.2%
14	複合サービス業	7,981	0.2%	477	0.2%
15	分類不能の産業	6,400	0.2%	4,793	1.8%
16	農業、林業	1,709	0.0%	304	0.1%
17	鉱業、採石業、砂利採取業	926	0.0%	43	0.0%
18	漁業	869	0.0%	154	0.1%
19	電気・ガス・熱供給・水道業	684	0.0%	33	0.0%
20	公務（他に分類されるものを除く）	527	0.0%	67	0.0%
合計		3,654,574	100%	273,562	100%

- ※1 支給決定額は、申請日が令和2年1月24日以降の申請について、令和3年6月末までの支給決定分を集計したもの
 ※2 雇用調整助成金の支給決定額には、コロナ特例以外（通常、災害特例）を含む
 ※3 雇用調整助成金に係る支給決定額が大きい産業順で並べ、上位5産業について網掛けをしている
 ※4 産業分類は、事業主から聴取した主たる事業の内容に基づき登録されている

雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金の支給決定額（業種別（中分類別））

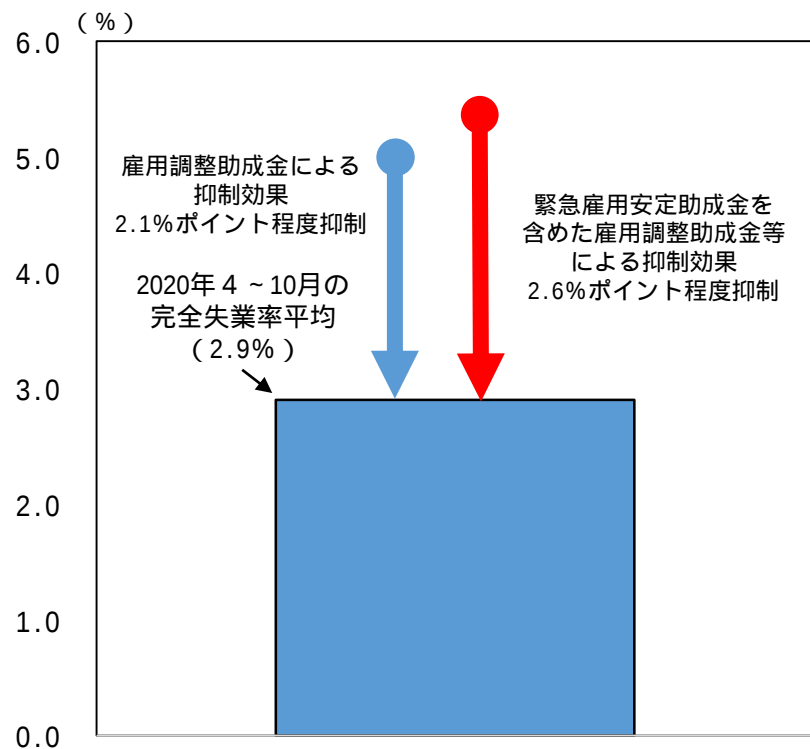
	産業分類 (中分類)	雇用調整助成金		緊急雇用安定助成金	
		支給決定額 (百万円)	割合	支給決定額 (百万円)	割合
1	飲食店	300,260	8.2%	96,941	35.4%
2	宿泊業	231,160	6.3%	17,126	6.3%
3	道路旅客運送業	185,598	5.1%	2,568	0.9%
4	輸送用機械器具製造業	158,272	4.3%	625	0.2%
5	その他の事業サービス業	156,503	4.3%	18,865	6.9%
6	専門サービス業（他に分類されないもの）	118,760	3.2%	9,074	3.3%
7	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	116,356	3.2%	3,080	1.1%
8	運輸に附帯するサービス業	114,634	3.1%	1,713	0.6%
9	娯楽業	112,663	3.1%	14,921	5.5%
10	その他の小売業	106,324	2.9%	9,332	3.4%
11	金属製品製造業	100,309	2.7%	1,009	0.4%
12	食料品製造業	86,416	2.4%	5,711	2.1%
13	はん用機械器具製造業	84,317	2.3%	459	0.2%
14	洗濯・理容・美容・浴場業	81,977	2.2%	6,247	2.3%
15	情報サービス業	78,893	2.2%	2,237	0.8%
16	その他の生活関連サービス業	76,462	2.1%	5,588	2.0%
17	電気機械器具製造業	72,273	2.0%	514	0.2%

	産業分類 (中分類)	雇用調整助成金		緊急雇用安定助成金	
		支給決定額 (百万円)	割合	支給決定額 (百万円)	割合
18	道路貨物運送業	71,946	2.0%	1,323	0.5%
19	飲食料品小売業	65,716	1.8%	9,344	3.4%
20	繊維工業	63,121	1.7%	1,076	0.4%
21	織物・衣服・身の回り品小売業	61,656	1.7%	4,835	1.8%
22	その他の卸売業	59,521	1.6%	2,488	0.9%
23	印刷・同関連業	56,288	1.5%	1,145	0.4%
24	各種商品小売業	54,237	1.5%	2,824	1.0%
25	職別工事業（設備工事業を除く）	52,909	1.4%	2,175	0.8%
26	鉄鋼業	52,635	1.4%	112	0.0%
27	職業紹介・労働者派遣業	47,862	1.3%	2,568	0.9%
28	医療業	46,813	1.3%	4,517	1.7%
29	総合工事業	44,289	1.2%	2,052	0.7%
30	航空運輸業	43,021	1.2%	165	0.1%
31	その他の製造業	42,464	1.2%	763	0.3%
32	設備工事業	35,764	1.0%	1,186	0.4%
33	上記以外	675,154	18.5%	40,984	15.0%
合計		3,654,574	100%	273,562	100%

- ※ 1 支給決定額は、申請日が令和 2 年 1 月 24 日以降の申請について、令和 3 年 6 月末までの支給決定分を集計したもの
- ※ 2 雇用調整助成金の支給決定額には、コロナ特例以外（通常、災害特例）を含む
- ※ 3 雇用調整助成金に係る支給決定額が大きい産業順で並べ、上位 5 産業について網掛けをしている
- ※ 4 雇用調整助成金に係る支給決定額が全体に占める割合で 1 % 以上の産業を掲載している
- ※ 5 産業分類は、事業主から聴取した主たる事業の内容に基づき登録されている

○ 雇用調整助成金等による完全失業率の抑制効果を推計すると、その支給により2020年4～10月の完全失業率が2.6%ポイント程度抑制されたものと見込まれる（一定の仮定の下に算出したものであり、相当の幅をもってみる必要がある）。

一方、雇用調整助成金等の支出は、成長分野への労働移動を遅らせる、雇用保険財政のひっ迫といった影響をもたらしている。



●具体的な推計方法

2020年4～10月の7か月間を推計対象の期間とし、この期間を通じた抑制効果を推計

(1) 1人1日当たり平均支給額

サンプル調査の1人1日当たり平均支給額(円/人日) = サンプル調査の支給決定金額 ÷ サンプル調査の休業支給日数(人日)

(2) 期間中の支給総額

サンプル調査の判定基礎期間と支給決定日の関係からみると、10月までが判定基礎期間であるものは平均すると2020年12月末までに支給決定がなされたとみなせるため、2020年12月末までの支給総額を使用。

(3) 月平均延べ休業日数

月平均延べ休業日数 = 期間中の支給総額 ÷ サンプル調査の1人1日当たり平均支給額 ÷ 7
判定算定基礎期間4～10月を対象としているため、7で除している。

(4) 月換算の月平均対象者数

月換算の月平均対象者数 = 月平均延べ休業日数 ÷ 月平均所定労働日数
月平均所定労働日数は厚生労働省「令和2年就労条件総合調査」の年間休日総数(労働者平均)を用いて算出。

(5) 完全失業率の抑制効果

月平均の完全失業率の上昇抑制効果 = 月換算の月平均対象者数 ÷ 月平均労働力人口(2020年4～10月平均)
雇用調整助成金等の支給がなかった場合に、その対象者が全て完全失業者になると想定。

●本白書以外の雇用調整助成金等の効果についての分析

- ・ J I L P T (2017) では、リーマンショック期には、雇用調整助成金により、2009年4～6月期において、完全失業率0.8～1.0%ポイント程度の失業抑制効果があつたと試算している。
- ・ 内閣府(2021)の推計によれば、試算結果は相当の幅を持ってみるべきとしつつ、2020年第 四半期から第 四半期までの各四半期において、完全失業率は2～3%ポイント程度抑制されたの見込まれるとしている。

雇用調整助成金等の地域・業況特例実績（令和３年９月分）【速報値】

支給決定金額（休業等）

令和3年10月1日

		金額（百万円）	割合
大企業	①雇調金	28,601	-
	うち地域特例	1,986	6.9%
	うち業況特例	20,077	70.2%
	②緊安金	1,898	-
	うち地域特例	501	26.4%
	うち業況特例	1,186	62.5%
	③小計（①＋②）	30,498	-
	うち地域特例	2,487	8.2%
	うち業況特例	21,263	69.7%
中小企業	④雇調金	162,571	-
	うち地域特例	14,289	8.8%
	うち業況特例	83,825	51.6%
	⑤緊安金	17,811	-
	うち地域特例	4,401	24.7%
	うち業況特例	8,259	46.4%
	⑥小計（④＋⑤）	180,382	-
	うち地域特例	18,689	10.4%
	うち業況特例	92,083	51.0%
合計（③＋⑥）		210,880	-
うち地域特例		21,176	10.0%
うち業況特例		113,347	53.7%

●令和３年９月の支給決定分を集計したもの

●原則的な措置の申請を行った後に特例に係る追加申請を行う場合、特例に係る支給決定金額は実際より少なく計上される

●地域特例については、緊急事態宣言等の地域と当該地域以外の地域の双方で事業主が休業等を行った場合、宣言等の地域は地域特例、宣言等の地域以外の地域は原則的な措置にて支給決定金額がそれぞれ計上される

●特例は、大企業は令和３年１月８日から、中小企業は同年５月１日から適用された

●12月以降の取扱いについては、「経済財政運営と改革の基本方針2021（令和３年６月18日閣議決定）」に基づき、感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業に配慮しつつ、雇用情勢を見極めながら段階的に縮減。

雇用調整助成金の支給状況について

令和2年度決算額及び令和3年度財源確保額：4兆6,405億円（うち雇用調整助成金：4兆2,490億円、緊急雇用安定助成金：3,915億円）

	支給申請件数（件）		支給決定件数（件）		支給決定額（億円）	
		累計		累計		累計
～5/21	－	3,569,746(830,333)	－	3,420,985(787,887)	－	35,291(2,458)
5/22～5/28	74,075(17,014)	3,643,821(847,347)	80,073(19,280)	3,501,058(807,167)	722(56)	36,013(2,514)
5/29～6/4	84,484(20,323)	3,728,305(867,670)	77,311(18,832)	3,578,369(825,999)	657(55)	36,669(2,570)
6/5～6/11	61,586(14,591)	3,789,891(882,261)	73,422(17,326)	3,651,791(843,325)	607(51)	37,277(2,620)
6/12～6/18	54,719(12,848)	3,844,610(895,109)	68,132(15,488)	3,719,923(858,813)	550(48)	37,826(2,669)
6/19～6/25	56,561(13,588)	3,901,171(908,697)	63,342(14,522)	3,783,265(873,335)	535(43)	38,362(2,712)
6/26～7/2	74,236(17,755)	3,975,407(926,452)	63,081(14,812)	3,846,346(888,147)	464(37)	38,826(2,749)
7/3～7/9	64,955(15,536)	4,040,362(941,988)	61,505(14,463)	3,907,851(902,610)	471(40)	39,296(2,789)
7/10～7/16	61,204(14,120)	4,101,566(956,108)	62,872(14,691)	3,970,723(917,301)	529(48)	39,826(2,837)
7/17～7/23	39,591(9,457)	4,141,157(965,565)	42,947(10,375)	4,013,670(927,676)	299(24)	40,125(2,861)
7/24～7/30	82,683(20,003)	4,223,840(985,568)	68,476(16,724)	4,082,146(944,400)	581(49)	40,706(2,910)
7/31～8/6	76,507(18,281)	4,300,347(1,033,849)	64,915(15,327)	4,147,061(959,727)	540(48)	41,246(2,958)
8/7～8/13	52,454(12,080)	4,352,801(1,015,929)	52,285(12,192)	4,199,346(971,919)	489(46)	41,734(3,003)
8/14～8/20	55,189(13,042)	4,407,990(1,028,971)	67,697(15,851)	4,267,043(987,770)	589(52)	42,324(3,056)
8/21～8/27	64,542(14,986)	4,472,532(1,043,957)	70,880(16,503)	4,337,923(1,004,273)	537(48)	42,861(3,103)
8/28～9/3	78,387(18,988)	4,550,919(1,062,945)	74,588(17,539)	4,412,511(1,021,812)	620(54)	43,481(3,157)
9/4～9/10	66,391(16,188)	4,617,310(1,079,133)	73,190(17,111)	4,485,701(1,038,923)	584(52)	44,065(3,209)
9/11～9/17	62,702(14,792)	4,680,012(1,093,925)	73,921(17,702)	4,559,622(1,056,625)	589(53)	44,654(3,262)
9/18～9/24	41,819(9,722)	4,721,831(1,103,647)	42,003(9,990)	4,601,625(1,066,615)	326(29)	44,981(3,291)
9/25～10/1	82,331(19,774)	4,804,162(1,123,421)	73,263(17,430)	4,674,888(1,084,045)	529(49)	45,509(3,340)
10/2～10/8	75,332(18,208)	4,879,494(1,141,629)	75,732(18,016)	4,750,620(1,102,061)	492(49)	46,002(3,389)
10/9～10/15	65,250	4,944,744	75,798	4,826,418	539	46,540
うち雇用調整助成金	49,457	3,787,322	57,730	3,706,289	486	43,098
うち緊急雇用安定助成金	15,793	1,157,422	18,068	1,120,129	53	3,442

注1）全ての計数は緊急雇用安定助成金の実績を含む（最新の週を除き、緊急雇用安定助成金の実績は、括弧内で内数）令和元年度実績除く（支給決定1件、支給決定額93,114円）

注2）財源確保に当たっては雇用勘定内における移流用等により事業実施に支障がないよう対応。

失業等給付関係収支状況

(単位：億円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	決算	決算	前年度決算 反映後予算
収 入	11,386	4,087	4,314
うち 保 険 料 収 入	11,099	3,809	4,006
うち 失業等給付に係る国庫負担金	230	230	270
支 出	18,148	15,180	17,800
うち 失業等給付費	16,626	13,826	15,772
差 引 剰 余	▲ 6,762	▲ 11,094	▲ 13,486
雇 用 安 定 事 業 へ の 貸 し 出 し	—	▲ 13,951	▲ 2,301
積 立 金 残 高	44,871	19,826	4,039
(雇 用 安 定 事 業 費 へ の 貸 し 出 し 累 計 額)	—	(13,951)	(16,252)
弾 力 倍 率	2.36	1.85	—

- 1 保険料収入は、令和2年度以降、育児休業給付に係る保険料率(4/1,000)と区分するとともに、令和2年度・令和3年度は暫定的に2/1,000引き下げている(6/1,000)。その上で、積立金の状況に応じて▲4/1,000の範囲内で変動させることが可能(弾力条項)であり、2/1,000となっている。
- 2 平成29年度～令和3年度の間の国庫負担は、暫定的に原則の負担割合(基本手当の場合1/4等)の10/100に引き下げている。
- 3 令和元年度の支出には、育児休業給付(5,709億円)が含まれている。

雇用保険二事業関係収支状況

(単位：億円)

	令和元年度 決算	令和２年度 決算	令和３年度 前年度決算 反映後予算
収 入	5,735	26,900	12,540
うち 保険料収入	5,546	5,709	5,878
うち 一般会計より受入	—	6,956	4,169
うち 積立金より受入(借り入れ)	—	13,951	2,301
支 出	4,725	42,310	12,540
うち 雇用調整助成金 等	43	36,782	6,667
(雇用調整助成金)	43	36,374	6,117
(うち雇用調整助成金繰越額)	—	(6,576)	—
(産業雇用安定助成金)	0	0	537
うち 上記以外	4,682	5,528	5,873
差 引 剰 余	1,010	▲15,410	0
雇 用 安 定 資 金 残 高	15,410	0	0
(積 立 金 か ら の 借 り 入 れ 累 計 額)	—	(13,951)	(16,252)
弾 力 倍 率	2.52	▲ 7.65	—

令和２年度の収支については、決算により生じた国庫負担（一般会計より受入）の繰越（3,806億円）を除いた額としている。

12,693億
(繰越6,576億)

雇用調整助成金に関する最近の発言等

令和3年10月14日 岸田内閣総理大臣 記者会見

非正規の方々などの雇用を守るため、助成率を引き上げている雇用調整助成金の特例について、来年3月まで延長いたします。

令和3年10月12日 衆議院本会議 質疑（抄）

石井啓一議員

雇用の維持など、国民の生活を支えるための取組も重要です。コロナ禍において、生活の基盤である雇用を守るため、我が国では、雇用調整助成金の特例措置等にこれまで4兆円超を支出してまいりました。その結果、完全失業率は主要先進国の中で最も低い2.8%に抑えられております。特例措置は11月末までとなっておりますが、感染状況を踏まえて必要に応じ延長すべきであります。

その際、雇用保険財政が枯渇することのないよう、必要な財源を一般会計から確保することが不可欠であります。

（略）

今後の雇用、生活支援策について、総理の答弁を求めます。

岸田内閣総理大臣

今後の雇用、生活支援策についてお尋ねがありました。

新型コロナから国民の暮らしを守り抜く、このことを最優先に、雇用調整助成金の特例措置による雇用維持の支援、緊急小口資金等の特例貸付けや住居確保給付金の支給などによる生活支援などの内容を盛り込んだ、3次にわたる補正予算を編成し、かつてない事業規模総額293兆円の経済対策を政府・与党が一丸となって行ってまいりました。

今後も、新型コロナ対応は喫緊かつ最優先の課題であり、雇用調整助成金を始め雇用保険のセーフティネットの機能が十分発揮できるよう、財政運営について適切に対応するとともに、生活支援についても、引き続き、先の見通しが立つように、しっかりと取り組んでいく必要があります。

これらの点を含め、国民の切実な声を踏まえ、新型コロナで大きな影響を受ける方々を支援するため、速やかに総合的かつ大胆な経済対策を策定いたします。

報道関係者各位

令和3年10月19日

【照会先】

職業安定局 雇用開発企画課

課長：中村 かおり

課長補佐：楠田 暁夫

(代表) 03-5253-1111(内線 5816)

(直通) 03-3502-1718

職業安定局 雇用保険課

課長：長良 健二

課長補佐：伏木 崇人

(代表) 03-5253-1111(内線 5763)

(直通) 03-3502-6771

12月以降の雇用調整助成金の特例措置等について

(注) 以下は、事業主の皆様にご政府としての方針を表明したものです。施行にあたっては厚生労働省令の改正等が必要であり、現時点での予定となります。

新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の特例措置については、令和3年11月末までとしているところですが、来年3月まで延長します。現在の助成内容は令和3年12月末まで継続することとする予定です(別紙)。

令和4年1月以降の特例措置の内容については、「経済財政運営と改革の基本方針2021(令和3年6月18日閣議決定)」に沿って、具体的な助成内容を検討の上、11月中旬に改めてお知らせします。

(参考1) 雇用調整助成金(新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

コールセンター 0120-60-3999 受付時間 9:00～21:00 土日・祝日含む

(参考2) 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

コールセンター 0120-221-276 受付時間 月～金 8:30～20:00/土日祝 8:30～17:15

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（概要）

概要

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった方に対し、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給する。

主な内容

1 対象者

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延のための措置の影響により、

令和2年10月1日から令和3年9月30日までに事業主が休業させた中小企業の労働者

令和2年4月1日から令和2年6月30日まで及び令和3年1月8日（令和2年11月7日以降に時短要請を発令した都道府県はそれぞれの要請の始期以降）から令和3年9月30日までに事業主が休業させた大企業のシフト労働者等のうち、休業期間中の賃金（休業手当）の支払いを受けることができなかった労働者（ ）

2 支援金額の算定方法

雇用保険被保険者ではない方も対象

休業前の1日当たり平均賃金 × 80% ① × (各月の休業期間の日数 - 就労した又は労働者の事情で休んだ日数)

1日当たり支給額（9,900円 ②（令和3年4月までは11,000円）が上限）

休業実績

- ①のうち、令和2年4月1日から6月30日までの休業については60%
- 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域の知事の要請を受けて営業時間の短縮等に協力する新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条に定める施設（飲食店等）の労働者については、令和3年5月1日～令和3年11月30日の期間において11,000円。

- ・1日8時間から3時間の勤務になるなど、時短営業等で勤務時間が減少した場合でも、1日4時間未満の就労であれば、1/2日休業したものとして対象となる。
- ・週5回から週3回の勤務になるなど、月の一部分の休業も対象となる。（就労した日は休業実績から除く。）

3 申請期限

○中小企業の労働者

休業した期間	申請期限（郵送の場合は必着）
令和2年10月～令和3年9月	令和3年12月31日（金）
令和3年10月～11月	令和4年2月28日（月）

中小企業の労働者が令和2年4月～9月に休業した場合であっても、
・令和2年10月30日に公表したリーフレットの対象者は、**令和3年12月31日（金）**までに、
・既申請分の支給（不支給）決定に時間がかかり、次回以降の申請が期限切れとなる方は、**支給（不支給）決定が行われた日から1か月以内**に、
申請があれば、制度を知った時期にかかわらず受付可能。

○大企業の労働者

休業した期間	申請期限（郵送の場合は必着）
令和2年4月～6月	令和3年12月31日（金）
令和3年1月8日～9月（ ）	
令和3年10月～11月	令和4年2月28日（月）

令和2年11月7日以降に時短要請等を発令した都道府県は、それぞれの要請の始期以降の休業も含みます。

4 問合せ先

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター：0120-221-276（受付時間 月～金 8:30～20:00 / 土日祝 8:30～17:15）

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の支給状況分析

令和3年8月末時点の数値で集計

○ 支給決定件数 / 平均支給額等

	支援金 (雇用保険被保険者)	給付金 (雇用保険被保険者以外)
支給決定件数	629,512件	1,654,527件
支給決定額	55,486,082千円	115,973,536千円
1人当たり 支給額 / 月	約8.8万円	約7.0万円
1件当たり 日数 / 月	17.5日 【休業27.2日－就労9.7日】	24.3日 【休業28.5日－就労4.2日】
休業前の 平均賃金月額 給付率(8割)を乗じる前の数値 上限(33万円/月)を超えるものも、 そのまま計上して算出	200,850円	112,142円

注) 支給決定件数は、同一の者が複数月申請した場合、各月分の申請をそれぞれ1件として集計している延べ件数。

○ 申請者 / 支給決定対象者の実人数等

	支援金	給付金
申請者数	約53.4万人	
支給決定者数	約14.1万人	約31.7万人
1人当たり平均支給月数 (支給決定件数/支給決定者数)	4.4月	5.2月

注) 申請者ごとに付される対象労働者番号の数をもって集計している。

労働局職員による職権入力を行った者、不支給後の再申請を行った者等については新たに対象労働者番号が付されることから、同一人物に複数の対象労働者番号が付される場合があることに留意

■ 概要

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元と出向先の双方の事業主に対して、一定期間の助成を行う。

対象：雇用調整（コロナ禍において事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が雇用の維持を図ること）を目的とする出向。

前提：雇用の維持を目的とする助成制度のため、出向期間終了後は元の事業所に戻って働くこと。

■ 助成内容等

対象労働者に係る次の経費について、出向元事業主と出向先事業主が支給申請を行い、当該申請に基づきそれぞれの事業主へ支給する（申請手続きは出向元事業主がまとめて行う）。

○ 出向運営経費

労働者（雇用保険被保険者）を在籍型出向により送り出す事業主及び当該労働者を受け入れる事業主に対して、賃金、教育訓練及び労務管理に関する調整経費など、**出向中に要する経費の一部を助成**。

	中小企業（ 1 ）	中小企業以外（ 1 ）
出向元が労働者の解雇などを行っていない場合	9 / 10	3 / 4
出向元が労働者の解雇などを行っている場合	4 / 5	2 / 3
上限額（出向元・先の計）	12,000円 / 1人1日当たり	

（ 1 ）独立性が認められない事業主間の出向の場合の助成率：中小企業2/3、中小企業以外1/2

○ 出向初期経費

労働者（雇用保険被保険者）を在籍型出向により送り出す事業主及び当該労働者を受け入れる事業主に対して、就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備などの**出向の成立に要する措置を行った場合に助成**（ 2 ）。

	出向元事業主	出向先事業主
助成額	各 10 万円 / 1人当たり（定額）	
加算額（ 3 ）	各 5 万円 / 1人当たり（定額）	

（ 2 ）独立性が認められない事業主間の出向の場合は助成対象外

（ 3 ）出向元事業主（雇用過剰業種の企業や生産性指標要件が一定程度悪化した企業からの送り出し）
または出向先事業主（異業種からの受入れ）がそれぞれ一定の要件を満たす場合に助成額の加算を行う。

全国及び地域における在籍型出向等支援協議会の開催について

1. 目的

新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により、一時的に雇用過剰となった企業と人手不足が生じている企業との間で出向により雇用を維持するために、出向の情報やノウハウ・好事例の共有、送出企業や受入企業開拓等を推進することを目的として、全国及び各都道府県で「在籍型出向等支援協議会」を設置・開催する。

2. 全国在籍型出向等支援協議会

全国

(1) 構成員

- 1 日本経済団体連合会
- 1 日本商工会議所
- 1 全国中小企業団体中央会
- 1 日本労働組合総連合会
- 1 全国銀行協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会
- 1 公益財団法人産業雇用安定センター
- 1 全国社会保険労務士会連合会（第二回～）
- 1 経済産業省、中小企業庁、国土交通省、農林水産省、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、金融庁

(2) 協議事項

- ・ 雇用過剰、人材不足等現下の雇用情勢に関する事。
- ・ 出向の送出企業や受入企業の開拓や関係機関間の連携に関する事。
- ・ 好事例の共有や各種支援策など出向の効果的な実施の推進に関する事。

(3) 開催実績（予定）

- ・ 第一回 令和3年2月17日 オンライン開催
- ・ 第二回 令和3年9月下旬～10月初旬（予定）

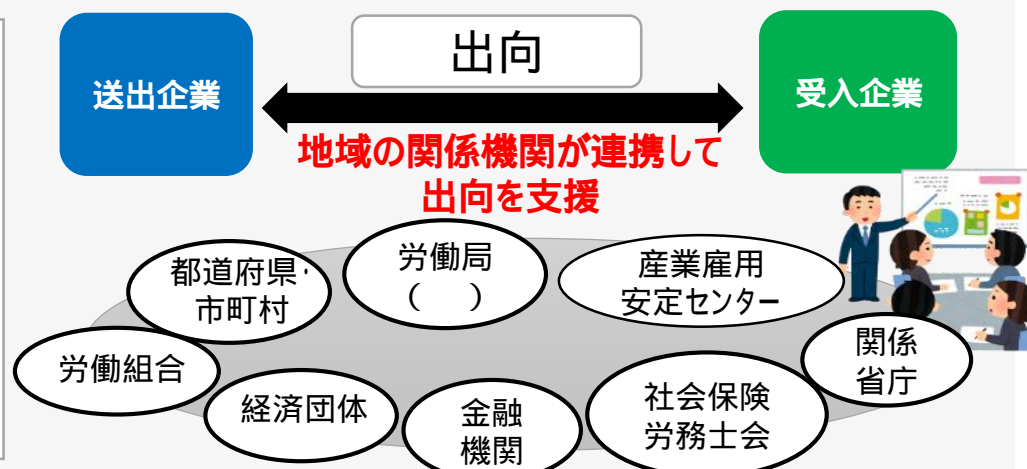
3. 地域在籍型出向等支援協議会

地域

全国での議論を踏まえ、各都道府県でも地域協議会を開催し、地域レベルで出向を具体的に支援。

各都道府県では、以下の事項について協議。

- ・ 各地域の雇用情勢に関する事
- ・ 出向の送出企業や受入企業の情報・開拓に関する事
- ・ 各地域における関係機関の連携に関する事
- ・ 出向支援のノウハウ・好事例の共有に関する事
- ・ 各種出向支援策に関する事



() 労働局に事業主支援アドバイザー47人、求人者支援員47人、就職支援コーディネーター47人を配置。

トライアル雇用助成金

(新型コロナウイルス感染症対応(短時間)トライアルコース)

■ 概要

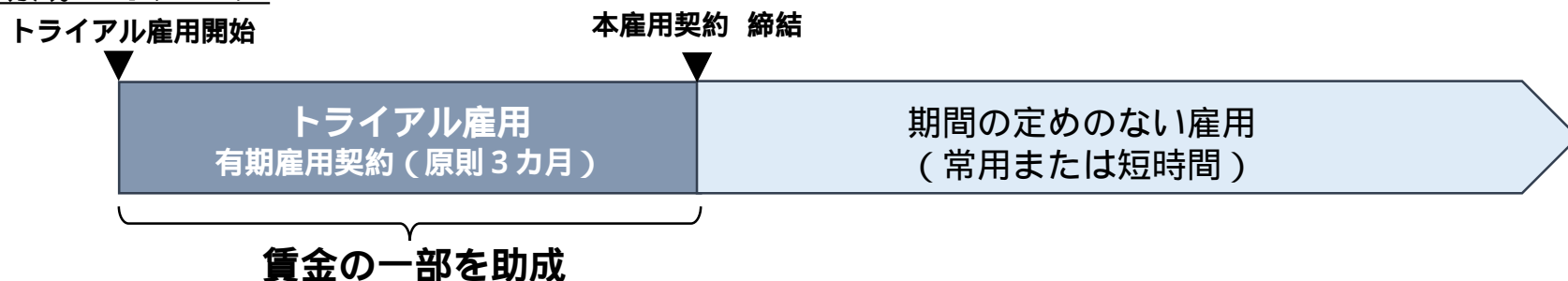
新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により離職を余儀なくされた者(シフト減により同様の状態にあるとみなされるものを含む)であって、離職期間が3か月を超え、就労経験のない職業に就くことを希望する者の早期再就職支援を図るため、一定期間(原則3か月)試行雇用する事業主に対して、試行雇用期間中の賃金の一部を助成する。

労働者が新たな職業に対応できるようになるまでの間の事業主の負担を軽減し、異なる分野への円滑な移動を支援。

■ 助成内容等

対象労働者	本人の希望	所定労働時間	支給額
令和2年1月24日()以降に離職した者等であって、離職期間が3か月を超え、就労経験のない職業に就くことを希望する者 ()雇用調整助成金による特例措置の適用開始日	常用雇用	週30H以上	月額4万円
	短時間労働	週20H以上 ～30H未満	月額2.5万円

■ 助成のイメージ



< 参考：トライアル雇用助成金(一般トライアルコース) >

- 職業経験の不足などから、安定した職業に就くことが困難な求職者 について、常用雇用への移行を目的に、一定期間(原則3か月)試行雇用する事業主に対して、月額4万円助成。(30時間未満は助成対象としない)

2年以内に2回以上離転職を繰り返している者、離職している期間が1年超の者、育児等で離職し安定した職業に就いていない期間が1年超の者、フリーターやニート等で55歳未満の者、特別の配慮を要する者(生活保護受給者等)

○ 概要

- 求職者支援制度は、雇用保険を受給できない求職者が、月10万円の生活支援の給付金を受給しながら、無料の職業訓練を受講し、再就職や転職を目指す制度
- 雇用保険と生活保護の間をつなぐ第2のセーフティネットとして、離職して収入がない者を主な対象としているが、収入が一定額以下の場合は、在職中に給付金を受給しながら、訓練を受講できる
- 支給要件を満たさず給付金を受給できない場合であっても、無料の職業訓練を受講できる

○ 制度活用の要件

訓練受講の要件 A	● ハローワークに求職の申し込みをしていること ● 雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと ● 労働の意思と能力があること ● 職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワーク所長が認めたこと
職業訓練受講給付金の支給要件 B	● 本人収入が月8万円以下〔シフト制で働く者などは月12万円以下（令和4年3月末までの特例）〕 ● 世帯全体の収入が月25万円以下 ● 世帯全体の金融資産が300万円以下 ● 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない ● 全ての訓練実施日に出席している（やむを得ない理由がある場合でも、8割以上の出席率がある） ● 世帯の中で同時にこの給付金を受給して訓練を受けている者がいない ● 過去3年以内に、偽りその他不正の行為により、特定の給付金の支給を受けたことがない

○ 主な対象者

給付金を受けて訓練を受講している者 **[AとBに該当する者]**

離職者	雇用保険の適用がなかった離職者 フリーランス・自営業を廃業した者 雇用保険の受給が終了した者など
在職者	一定額以下の収入のパートタイムで働きながら、正規雇用への転職を目指す者など

給付金を受けずに訓練を受講している者（職業訓練を無料で受講） **[Aのみ該当する者]**

離職者	親や配偶者と同居していて一定の世帯収入がある者など（親と同居している学卒未就職者など）
在職者	働いていて一定の収入のある者など（フリーランスで働きながら、正規雇用への転職を目指す者など）

○ 求職者支援制度の対象となる職業訓練

- 民間教育訓練機関が実施する就職に資する訓練を、求職者支援訓練として認定
- 求職者支援訓練は、地域の求人ニーズを踏まえ都道府県ごとに策定された「地域職業訓練実施計画」に基づき認定
- 訓練受講者が希望する場合、給付金を受給しながら公共職業訓練など（※）を受講することができる

※ 公共職業訓練は主に雇用保険受給者を対象とする訓練。求職者支援訓練は主に雇用保険を受給できない者を対象とする訓練
雇用保険受給者は、希望する場合に求職者支援訓練を受講できるが、雇用保険を受給できない者の受講が優先される
公共職業訓練の期間は、3か月から2年（令和4年3月末まで特例として1か月から2年）「など」は就職氷河期世代向け訓練など

○ 求職者支援訓練の種類

基礎コース	訓練内容	社会人としての基礎的能力および短時間で習得できる技能などを付与する訓練	
	訓練期間	2か月から4か月	
	訓練分野	ビジネスパソコン基礎科、オフィスワーク基礎科など	
実践コース	訓練内容	職務遂行のための実践的な技能などを付与する訓練	
	訓練期間	3か月から6か月（就職に直結する資格を取得できる介護分野などは2か月から） ※ シフト制で働く在職者などを対象とした訓練コースは2週間から（令和4年3月末までの特例）	
	訓練分野	IT 営業・販売・事務 医療事務 介護福祉 デザイン その他	WEBアプリ開発科、Android/JAVAプログラマ育成科など OA経理事務科、営業販売科など 医療・介護事務科、調剤事務科など 介護職員実務者研修科、保育スタッフ養成科など 広告・DTPクリエイター科、WEBデザイナー科など 3次元CAD活用科、ネイリスト養成科など

○ 求職者支援訓練の実施機関に対する奨励金

基礎コース	基礎コース：受講者数に応じて定額を支給：6万円／人月
実践コース	訓練修了者のうち、特に安定した雇用が実現した（雇用保険被保険者となった）者の割合に応じて支給 60%以上：7万円／人月、35%以上60%未満：6万円／人月、35%未満：5万円／人月 ※ シフト制で働く在職者などを対象とした訓練コースは、55%以上：7万円／人月、 30%以上55%未満：6万円／人月、30%未満：5万円以上／人月

この他、託児サービスを提供する訓練実施機関に対し、児童一人当たり月6万6千円を限度に保育奨励金を支給

○ 職業訓練受講給付金の支給額

訓練受講手当	月10万円 ※ 訓練開始日から1か月ごとに区切った期間の日数が28日未満の場合、1日当たり3,580円
通所手当	訓練施設へ通所する場合の定期乗車券などの額（月上限42,500円）
寄宿手当	月10,700円 ※ 同居の配偶者、子および父母と別居して寄宿する場合などに支給

※ 給付金を受給しても訓練期間中の生活費が不足する場合、給付金に上乗せして資金を融資する制度により支援
[求職者支援資金融資]

- ・貸付額：単身者月額5万円、扶養家族を有する者月額10万円×給付金の受講予定訓練月数
- ・利率：2%（うち信用保証料0.5%）・担保・保証人：不要

○ 訓練受講者に対する就職支援

- ハローワークが、訓練受講者ごとに就職支援計画を作成し、職業訓練の情報提供から訓練終了後の就職までの支援を、訓練実施機関と連携を図りながら、個別・伴走型できめ細かに行う

就職支援のながれ（3か月訓練の例）

